

勤労者・商工業者を対象とした 助成制度をご利用ください

平成 19 年中に金融機関などから融資を受けた人で、次の制度を希望される人は、1 月 4 日(金)から 31 日(木)まで(土・日曜日、祝日は除く)に、商工観光課へ申し込みください。詳細については商工観光課へお尋ねください。

商工観光課 内線 264

■勤労者住宅資金利子補助制度

この制度は、平成19年3月31日で廃止されています。

平成19年3月31日までに借入先から融資決定を受けている人は対象となりますのでご注意ください。(平成19年4月1日以降に融資決定を受けられた人は対象外)

勤労者が市内に居住用住宅を新築・購入し、金融機関などから融資を受けている場合に、支払利子の一部を最長で 36 カ月間補助する制度です。補助を受けるには、①から⑥までの条件をすべて満たすことが必要です。

◇補助を受けるための条件

- ①勤労者であること(自営業者や、サラリーマンであっても法人の役員の人を対象外)
- ②専用住宅取得のための借入金があること(親族からの融資や消費者金融からの融資は対象外)
- ③専用住宅で、床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- ④前年(平成18年)の収入金額が1,000万円未満であること
- ⑤居住地の市町村税を完納していること(平成19年度課税分)
- ⑥市内に自己用かつ居住用の住宅を新築・購入した場合

◇補助対象借入元金限度額 借入額のうち1,000万円まで

◇利子補助率 借入利率のうち0.5%以内

◇提出書類 ①利子補助金交付申請書 ②住宅資金融資・償還証明書 ③雇用証明書 ④利子補助金交付請求書 ⑤税資料閲覧同意書 ⑥融資決定日証明書 ⑦住宅の工事請負証明書または売買契約書の写し ⑧家屋の全部事項証明書 ⑨その他必要書類

※⑥・⑦・⑧は今年度初めて申請する人のみ必要

■中小企業設備資金利子補助制度

経営合理化のため、店舗や工場の増改築・改造のための費用や、施設改良や事業に必要不可欠な機械整備、備品の購入資金を借り入れた場合などに、借入金利子の一部を補助する制度です。

補助を受けるには、①から③までの条件をすべて満たすことが必要です。

◇補助を受けるための条件

- ①市内で1年以上、各種製造・加工業、物品販売業、そのほか市長が適当と認める事業を営し、右の表に該当する事業協同組合、会社および個人であること
- ②政府関係金融機関と県または普通銀行、信用金庫、信用組合からの融資であること
- ③市税の滞納がないこと

▼各事業の資本金、従業員数などの基準

| 区 分 | 資本金または出資金 | 従業員数 |
|-------|-----------|--------|
| 製造業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

◇補助限度額 一般資金は補助額計算式で算出された金額で最高10万円まで

※公共関連事業などにより、借り入れをした場合は、特別資金として14万円まで

◇提出書類 交付申請書・税資料閲覧同意書・金銭消費貸借契約書の写し

◎店舗、工場の増改築と改造の場合

上の提出書類のほかに、工事請負契約書または見積書の写し、領収書または振込通知書の写し

◎機械の設備、装置と備品の場合

上の提出書類のほかに、契約書または見積書の写し、納品請求書の写し、領収書または振込通知書の写し

■小口融資信用保証料補助制度

市内に店舗または事業所を持つ商工業者で、平成14年1月1日以降に県信用保証協会、県および市の小口融資を利用し、その借入金の償還が契約期限内以内に完了した場合に、小口融資の支払保証料金を限度として補助する制度です。

この制度を受ける場合は、申請書のほかに保証料計算書または振込受付書の写しが必要になります。